

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年5月14日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期  
(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

【会社名】 アンジェスMG株式会社

【英訳名】 AnGes MG, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 英

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号  
彩都バイオインキュベータ4階

【電話番号】 072-643-3590

【事務連絡者氏名】 経理部長 植田俊道

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階

【電話番号】 03-5730-2753

【事務連絡者氏名】 経理部長 植田俊道

【縦覧に供する場所】 アンジェスMG株式会社 東京支社  
  
(東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階)  
  
株式会社東京証券取引所  
  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期
会計期間	自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
事業収益 (千円)	178,368	951,147
経常損失 (千円)	633,394	2,541,065
四半期(当期)純損失 (千円)	639,767	3,534,371
純資産額 (千円)	8,441,369	8,963,785
総資産額 (千円)	9,235,095	9,678,405
1株当たり純資産額 (円)	71,073円67銭	75,611円82銭
1株当たり四半期 (当期)純損失 (円)	5,433円22銭	30,079円51銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	90.6	92.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△591,342	△1,978,065
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	587,493	1,526,699
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△201	29,993
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	5,797,845	5,799,571
従業員数 (名)	89	90

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	89(9)
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を( )に外数に記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	68(5)
---------	-------

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均人員を( )に外数に記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	生産高(千円)
医薬品	178,506
その他	1,163
合計	179,669

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	受注高(千円)	受注残高(千円)
医薬品	57,268	44,159
その他	—	952
合計	57,268	45,111

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	販売高(千円)
医薬品	177,204
その他	1,163
合計	178,368

- (注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
第一三共株式会社	83,943	47.1
株式会社TSD Japan	65,393	36.7
成和産業株式会社	18,264	10.2

- 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当社は、第一三共株式会社との間で、HGF遺伝子治療薬の末梢性血管疾患及び虚血性心疾患分野の日本国内、米国、欧州の独占的販売契約を締結しておりましたが、米国及び欧州に関する独占的販売契約については、平成21年2月2日をもって契約を終了いたしました。

なお、日本国内については、日本国内に関する独占的販売契約の下で、両社は、承認申請中のHGF遺伝子治療薬（製品名：コラテジェン）の上市に向けた準備を進めてまいります。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、国際金融市場混乱の影響が企業収益の大幅な悪化、設備投資の減少、雇用情勢の急速な悪化といった形で、いっそう鮮明になっております。

わが国の医薬品業界については、医療費抑制政策により医療用医薬品市場の伸び率が鈍化する一方、大手製薬会社においては主要薬品の特許期限切れを控え、グローバルな新薬開発や新市場開拓を見据えたM&Aが盛んに行われており、業界内での淘汰再編がさらに進んでいくことと思われま。

このような状況の下、当社グループ（当社及び連結子会社3社）では、遺伝子医薬品の研究開発を着実に進めるとともに、新たな提携候補先との契約交渉を行うなど、事業の拡大を図ってきました。

当第1四半期連結会計期間の事業収益は1億78百万円（前年同期比18百万円の減収）となりました。

当社グループでは、医薬品事業において、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」（HGF遺伝子治療薬）、NF- $\kappa$ Bデコイオリゴの医薬品開発の進捗に伴い、提携企業より開発協力金を受け入れ、事業収益として計上しております。

また、平成20年4月よりムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」の販売を開始し、医薬品事業の事業収益に加えております。

さらに、連結子会社ジェノメディア株式会社においては、株式会社TSD Japanとの間で平成21年1月に締結しました、GEN0101に関するライセンス契約の関連収益を受け入れ、医薬品事業の事業収益に計上しております。

医薬品事業以外のその他の事業については、HVJ-E非ウイルス性ベクター遺伝子機能解析用キットや、NF- $\kappa$ Bデコイオリゴを含むデコイ型核酸医薬に関して、提携先企業より、これら研究用試薬の販売額の一定率をロイヤリティとして受け入れ、事業収益に計上しております。

当第1四半期連結会計期間につきましては、平成20年3月に「コラテジェン」が国内において製造販売承認申請に到ったことや、提携先との契約が一部終了したこと等の影響により、前年同期と比較して開発協力金収益が減少しております。一方、連結子会社ジェノメディア株式会社における株式会社TSD Japanからのライセンス契約関連収益の増加や「ナグラザイム」の平成20年4月よりの販売開始は増収要因となり、事業収益全体としては前年同期比 $\Delta$ 9.6%の減収となりました。

当第1四半期連結会計期間における事業費用は、9億54百万円（前年同期比32百万円（ $\Delta$ 3.3%）の減少）となりました。内訳は、売上原価が13百万円（前年同期比13百万円増加）、研究開発費は7億62百万円（前年同期比64百万円（ $\Delta$ 7.8%）の減少）、販売管理費は1億78百万円（前年同期比18百万円（+11.7%）の増加）です。なお、研究開発の詳細は8ページの「(5) 研究開発活動」をご覧ください。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の営業損失は7億75百万円（前年同期の営業損失は7億90百万円）となっております。

当第1四半期連結会計期間の経常損失は6億33百万円(前年同期の経常損失は7億98百万円)となりました。これは、営業損失の減少に加えて、主に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からジェノメディア株式会社への開発助成金収入の増加によるものです。

当第1四半期連結会計期間の四半期純損失は、6億39百万円(前年同期の四半期純損失は7億72百万円)となっております。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は92億35百万円(前連結会計年度末比4億43百万円の減少)となりました。流動資産は、当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローで5億91百万円の資金を使用したことにより、主に現預金が5億1百万円減少し、77億46百万円(前連結会計年度末比5億62百万円の減少)となりました。また、債券の満期償還に伴い有価証券が6億円減少したのに対し、現先取引の増加により短期貸付金が4億99百万円増加しております。一方、固定資産は、14億88百万円(前連結会計年度末比1億19百万円の増加)となりましたが、これは主に市場価格の上昇にともなう投資有価証券の増加、1億32百万円によるものです。

当第1四半期連結会計期間末の負債は7億93百万円(前連結会計年度末比79百万円の増加)となりました。内訳は流動負債7億58百万円(前連結会計年度末比43百万円の増加)、固定負債35百万円(前連結会計年度末比35百万円の増加)となっております。流動負債については、買掛金の増加1億2百万円が、固定負債については投資有価証券の評価増に伴う繰延税金負債の計上35百万円が主な変動要因です。

純資産は84億41百万円(前連結会計年度末比5億22百万円の減少)となりました。これは、有価証券評価差額が97百万円増加しているものの、四半期純損失の発生に伴い利益剰余金が6億39百万円減少していることが主な要因です。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1百万円減少し、57億97百万円となりました。当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、5億91百万円(前年同期は6億35百万円の資金の使用)となりました。税金等調整前四半期純損失6億36百万円に対し、減価償却費31百万円、株式報酬費用11百万円の発生が主な要因となっております。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、5億87百万円(前年同期は11億30百万円の資金の使用)となりました。これは、有価証券として運用していた債券が満期償還されたことによる収入6億円の発生が主な要因です。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、0百万円(前年同期は18百万円の資金の獲得)となりました。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更、及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

#### ① 基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業使命及び企業価値を理解し、当社の企業価値を中長期的に向上させる者でなければならないと考えております。

また、当社は、公開会社である以上、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付の手法によっては、株主の皆様が当該買付に応じるか否かについて検討するための十分な情報、機会を与えられることのないまま、やむなく買付に応じるという判断を行わざるを得ない状況が生じる可能性が否定できません。とりわけ当社は、難病の患者様に対する新薬開発を企業使命としており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていること、世界の先進国でもまだ商品化されていない遺伝子治療薬の研究開発を事業領域としていることから、その経営においては高い倫理観と遺伝子治療薬開発をはじめとするバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されております。

従いまして、当社は、大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様提供される情報、検討機会を確保するための相当かつ適切な対応をとることが必要であると考えております。

#### ② 基本方針実現に資する具体的な取り組み

##### (a) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、当社の企業価値を維持、向上させ、投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくために、中期経営計画に基づき、現状の各プロジェクトの開発を着実に進め、事業化を進めるとともに、開発ポートフォリオの充実のため、他社との提携も含めた新規プロジェクトの立ち上げを検討し、進めてまいります。

##### (b) 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組み

当社は、平成19年3月30日開催の当社定時株主総会にてその導入についてご承認いただきました当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」）の継続について平成20年3月28日開催の当社定時株主総会にてご承認を得ております。

本プランは、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社が取りうる対応方針から構成されております。大規模買付ルールの内容は、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」）を行おうとする者に対し、(a)大規模買付の目的、方法及び内容、大規模買付後の事業計画等についての情報提供と、(b)当社取締役会による適切な評価期間（90日）の確保を要請するものです。当社取締役会は、評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、適切と判断する時点で公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、対抗措置（新株予約権の無償割当て）を決議することができるものとします。対抗措置の発動は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限定されるため、当社取締役会の恣意的な判断に依存するものではありません。

対抗措置としての新株予約権の無償割当ては、具体的には、一定の基準日現在の株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てるものです。新株予約権には、大規模買付者を含む特定の株主グループによる権利行使が認められないという行使条件を付し、当社が大規模買付者を含む特定の株主グループ以外の株主の皆様から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する取得条件を付しています。

本プランの導入後であっても対抗措置が発動されない限り、株主及び投資家の皆様直接具体的

な影響が生じることはありません。一方、対抗措置が発動された場合、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者においては、その持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という不利益を受けることとなります。また、この場合、新株予約権の無償割当てが実施され、当社が大規模買付者以外の株主の皆様から当社株式と引き換えに新株予約権を取得した場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使なしで当社株式を受領することとなります。当社取締役会が対抗措置の発動を決定した場合には、適時適切な開示を行います。

本プランの有効期間は、平成20年開催の定時株主総会にて継続のご承認をいただきましたことから、平成20年開催の定時株主総会の日から平成21年開催の定時株主総会の日までとなっております。また、本プランを継続するか否かについては、平成21年開催の定時株主総会にて審議、決定することとし、以後も同様となっております。本プランの継続及び「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行に伴う所要の修正につきましては、平成21年2月23日の当社取締役会にて決議し、平成21年開催の定時株主総会にて既に承認を得ております。なお、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会は、本プランを廃止することができ、この場合、当該決議が行われた日をもって本プランは廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない限度で本プランを修正し、又は変更することができるものとします。当社は、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、変更の内容又は廃止について速やかに情報開示します。

なお、本プランの詳細は平成21年2月23日付で「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続および修正に関するお知らせ」として公表されております。

### ③ 具体的な取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

上記②(a)の取り組みは、当社の企業価値を持続的に向上させるためのものであり、また、上記②(b)の本プランは、株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様を提供される情報、検討機会を十分に確保する目的とするものであり、対抗措置の発動は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限定されるため、当社取締役会の恣意的な判断に依存するものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものでもないことから、上記①の基本方針に沿い、当社株主全体の利益に合致するものと考えております。

## (5) 研究開発活動

当社グループでは、以下のプロジェクトを中心に研究開発を進めました。

虚血性疾患治療剤「コラテジェン」（HGF遺伝子治療薬）については、重症虚血肢を有する閉塞性動脈硬化症及びパーヴァー病を適応症として、平成20年3月に国内において製造販売承認申請をいたしました。現在は規制当局による審査を受けているところであります。国内については、第一三共株式会社との独占的販売契約の下で、両社でコラテジェンの上市に向けた準備を進めてまいります。

米国の開発に関しては、第Ⅲ相臨床試験開始の準備を本格化しており、2月には米国FDAとの間において第Ⅲ相臨床試験デザインの広範囲に亘る合意を得ております。特に、試験の対象となる被験者の対象範囲に関し、従来の試験で対象としていた内科的及び外科的血行再建術の適応が困難な重症虚血肢（閉塞性動脈硬化症）患者のみならず、外科的血行再建術は不可能ではないが手術に高いリスクがある患者も対象となりました。これにより第Ⅲ相臨床試験開始後においては、症例確保のスピードアップが期待できます。

NF- $\kappa$ Bデコイオリゴに関しては、パートナーを選定し、アトピー性皮膚炎に対する国内での第Ⅲ相臨床試験を進めたいと考えております。

さらに、株式会社ジーンデザイン、株式会社ホソカワ粉体技術研究所及び大阪大学との間において、新規構造を有する核酸ハイブリッドデコイにより難治性炎症性疾患に対する医薬品開発を目指す産学4

者共同研究開発を進めております。

GEN0101については、当社子会社ジェノメディア株式会社において前臨床試験を進めておりますが、平成21年1月に株式会社TSD Japanに対し、前立腺癌分野の国内での独占的製造、開発、販売権を供与するライセンス契約を締結いたしております。なお、GEN0101については、がん免疫の制御を利用した治療薬として、平成20年11月に採択された先端医療開発特区（スーパー特区）の「免疫先端医薬品開発プロジェクト - 先端的抗体医薬品・アジュバントの革新的技術の開発」において免疫を強める治療薬の開発プログラムの一つとなっております。

## 医薬品開発の状況

（自社品）

製品名/プロジェクト	対象疾患	地域	開発段階	主な提携先
コラテジェン (HGF遺伝子治療薬)	末梢性血管疾患	日本	申請中	第一三共株式会社 (販売権供与)
		米国	第Ⅲ相準備中	未定
	虚血性心疾患	日本	臨床準備中	第一三共株式会社 (販売権供与)
		米国	第Ⅰ相	未定
パーキンソン病		前臨床	未定	
NF-κBデコイオリゴ	アトピー性皮膚炎	日本	第Ⅱ相	未定
		欧米	前臨床	トランスクリプションファクターセラピー ユーティックス社（米） (開発販売権供与)
	炎症性腸疾患	欧米	前臨床	
	乾癬	米国	前臨床	アヴォンテック社（独） (開発販売権供与)
		欧州	前臨床	
血管再狭窄予防		前臨床	メディキット株式会社 株式会社ホソカワ粉体技術研究所 (共同探索研究)	

（提携開発品）

製品名/プロジェクト	対象疾患	地域	開発段階	開発企業	当社の権利
Allovectin-7	メラノーマ	米国	第Ⅲ相	バイカル社（米）	米国等売上高に対するロイヤリティ 受取権、アジアの 開発販売権
STAT-1デコイオリゴ	喘息	欧州	前期第Ⅱ相	アヴォンテック社 (独)	アジア地域の製 造、開発、販売権
	乾癬	欧州	前期第Ⅱ相	アヴォンテック社 (独)	アジア地域の製 造、開発、販売権

（連結子会社ジェノメディア株式会社の開発品）

開発コード	対象疾患	地域	開発段階	主な提携先
GEN0101	前立腺癌	日本	前臨床	株式会社TSD Japan (製造開発販売権供与)

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	370,464
計	370,464

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年5月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	117,751	117,751	東京証券取引所 マザーズ市場	(注) 2
計	117,751	117,751	—	—

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成21年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の行使を含む)により発行された株式数は、含まれておりません。
- 2 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しておりませんので、単元株式数は記載しておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ① 旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権

株主総会の特別決議日(平成13年8月3日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 2,933 (注) 1 ② 40
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり50,000(注) 2
新株予約権の行使期間	①平成15年8月5日～平成23年6月30日 ②平成14年6月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成14年1月31日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	632 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり280,396 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成16年2月1日～平成23年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280,396 資本組入額 140,198
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成14年3月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり280,396 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成16年3月30日～平成23年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280,396 資本組入額 140,198
新株予約権の行使の条件	被付与者が使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権

株主総会の特別決議日(平成14年6月21日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	270 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	270 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり280,396 (注) 5
新株予約権の行使期間	平成16年6月22日～平成23年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280,396 資本組入額 140,198
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成15年3月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	700 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	700 (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり891,785 (注) 7, 8
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日～平成24年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 891,785 資本組入額 445,893
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成16年3月30日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	490 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 440 (注) 6 ② 50
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり671,779 (注) 7, 8 ② 1株当たり584,000
新株予約権の行使期間	①平成18年4月1日～平成25年12月31日 ②平成18年4月1日～平成25年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	①発行価格 671,779 資本組入額 335,890 ②発行価格 584,000 資本組入額 292,000
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成17年3月30日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	565 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	565 (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり807,975 (注) 7, 8
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日～平成26年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 807,975 資本組入額 403,988
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	995 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 850 (注) 6 ② 145
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり762,396 (注) 7, 8 ② 1株当たり583,000
新株予約権の行使期間	① 平成20年4月1日～平成27年12月31日 ② 平成20年12月26日～平成27年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	① 発行価格 762,396 資本組入額 381,198 ② 発行価格 583,000 資本組入額 291,500
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく特別決議による新株予約権

株主総会の特別決議日(平成19年3月30日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	430 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 115 (注) 6 ② 315
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり636,195 (注) 7, 8 ② 1株当たり651,000
新株予約権の行使期間	① 平成21年5月9日～平成28年12月31日 ② 平成21年12月5日～平成28年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	① 発行価格 636,195 資本組入額 318,098 ② 発行価格 651,000 資本組入額 325,500
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 10

株主総会の特別決議日(平成20年3月28日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	635 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 390 (注) 6 ② 245
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり428,551 (注) 7, 8 ② 1株当たり158,810
新株予約権の行使期間	① 平成22年5月13日～平成29年12月31日 ② 平成23年2月13日～平成29年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	① 発行価格 428,551 資本組入額 214,276 ② 発行価格 158,810 資本組入額 79,405
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 10

(注) 1 株式数は、当社が株式分割等により、発行価額を下回る払込価額で新株を発行する時は次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

4 株式数は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

5 払込価額は、当社が株式分割等によりこの払込価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

6 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(併合)の比率}$$

7 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 8 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

- 9 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定いたします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3、4で定められる払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

- (8) 新株予約権の取得条項

(注)9に準じて決定する。

- 10 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

- (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

- (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。

また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年3月31日	—	117,751	—	9,454,618	—	7,765,361

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年12月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 117,751	117,751	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	117,751	—	—
総株主の議決権	—	117,751	—

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	167,800	150,000	119,100
最低(円)	134,000	80,100	60,400

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（マザーズ）における株価を記載しております。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,797,914	6,299,571
売掛金	89,093	75,481
有価証券	400,560	1,001,075
商品及び製品	98,947	46,161
仕掛品	8,548	7,246
原材料及び貯蔵品	513,427	534,533
前渡金	295,142	282,313
前払費用	23,680	29,414
短期貸付金	499,931	—
立替金	487	677
その他	19,264	33,133
流動資産合計	7,746,996	8,309,609
固定資産		
有形固定資産		
建物	58,454	58,419
減価償却累計額	△40,789	△39,955
建物（純額）	17,665	18,464
機械及び装置	54,326	54,326
減価償却累計額	△52,425	△52,298
機械及び装置（純額）	1,901	2,027
工具、器具及び備品	409,333	408,611
減価償却累計額	△341,068	△332,839
工具、器具及び備品（純額）	68,264	75,772
有形固定資産合計	87,830	96,264
無形固定資産		
特許権	244,149	252,912
その他	25,367	28,587
無形固定資産合計	269,517	281,500
投資その他の資産		
投資有価証券	994,374	861,434
敷金及び保証金	54,342	54,233
その他	82,034	75,361
投資その他の資産合計	1,130,750	991,030
固定資産合計	1,488,099	1,368,795
資産合計	9,235,095	9,678,405

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	109,363	7,237
未払金	60,565	49,162
未払費用	7,344	16,109
未払法人税等	10,037	27,077
前受金	561,158	605,566
預り金	10,032	9,466
流動負債合計	758,501	714,619
固定負債		
繰延税金負債	35,223	—
固定負債合計	35,223	—
負債合計	793,725	714,619
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,454,618	9,454,618
資本剰余金	7,765,361	7,765,361
利益剰余金	△8,876,463	△8,236,695
株主資本合計	8,343,516	8,983,284
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	51,342	△46,016
為替換算調整勘定	△25,862	△33,899
評価・換算差額等合計	25,479	△79,916
新株予約権	72,373	60,418
純資産合計	8,441,369	8,963,785
負債純資産合計	9,235,095	9,678,405

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
事業収益		
商品売上高	※1	27,752
研究開発事業収益		150,615
事業収益合計		178,368
事業費用		
売上原価	※1	13,317
研究開発費	※2	762,399
販売費及び一般管理費	※3	178,578
事業費用合計		954,295
営業損失(△)		△775,926
営業外収益		
受取利息		4,958
補助金収入		143,343
雑収入		978
営業外収益合計		149,279
営業外費用		
株式交付費		201
為替差損		6,529
雑損失		16
営業外費用合計		6,747
経常損失(△)		△633,394
特別損失		
固定資産除却損	※4	2,963
特別損失合計		2,963
税金等調整前四半期純損失(△)		△636,357
法人税、住民税及び事業税		3,409
法人税等合計		3,409
四半期純損失(△)		△639,767

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△636,357
減価償却費	31,213
受取利息	△4,958
為替差損益 (△は益)	5,360
固定資産除却損	2,963
株式交付費	201
株式報酬費用	11,955
売上債権の増減額 (△は増加)	△13,612
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△32,981
仕入債務の増減額 (△は減少)	102,126
前渡金の増減額 (△は増加)	△12,828
未払金の増減額 (△は減少)	4,527
前受金の増減額 (△は減少)	△44,408
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	18,059
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△18,502
小計	△587,239
利息の受取額	7,134
法人税等の支払額	△11,237
営業活動によるキャッシュ・フロー	△591,342
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△500,000
定期預金の払戻による収入	500,000
有価証券の償還による収入	600,000
有形固定資産の取得による支出	△2,150
無形固定資産の取得による支出	△7,635
長期前払費用の取得による支出	△2,719
投資活動によるキャッシュ・フロー	587,493
財務活動によるキャッシュ・フロー	
その他の支出	△201
財務活動によるキャッシュ・フロー	△201
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,323
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,726
現金及び現金同等物の期首残高	5,799,571
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,797,845

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
会計方針の変更	<p>棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失、税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
棚卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
<p>1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当座貸越契約の総額 1,900,000千円</p> <p>当第1四半期連結会計期間末残高 — 千円</p>	<p>1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当座貸越契約の総額 1,900,000千円</p> <p>当連結会計年度末残高 — 千円</p>

## (四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※1	商品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、14,435千円であります。
※2	研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。
	給与手当 137,175千円
	外注費 347,635
	減価償却費 24,753
※3	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
	役員報酬 19,859千円
	給与手当 58,802
	支払手数料 36,361
	減価償却費 3,070
※4	固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。
	機械装置 689千円
	特許権 2,117
	原状回復費用 157
	計 2,963

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
	現金及び預金 5,797,914千円
	有価証券 400,560
	短期貸付金(現先) 499,931
	計 6,698,405千円
	預入期間が3か月超の定期預金 △ 500,000
	MMF及びCP以外の有価証券 △ 400,560
	現金及び現金同等物 5,797,845千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	117,751

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	—	—	72,373

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成20年12月31日残高(千円)	9,454,618	7,765,361	△8,236,695	8,983,284
四半期連結会計期間中の変動額				
新株の発行(新株予約権等の行使)				—
四半期純損失			△639,767	△639,767
株主資本以外の項目の四半期連結 会計期間中の変動額(純額)				—
四半期連結会計期間中の変動額 合計(千円)			△639,767	△639,767
平成21年3月31日残高(千円)	9,454,618	7,765,361	△8,876,463	8,343,516

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

1 費用計上額及び科目名

研究開発費の株式報酬費用	7,978千円
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	3,977千円

2 付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 3 子会社使用人 2
株式の種類別ストック・オプション付与数(株)	普通株式 245
付与日	平成21年2月12日
権利確定条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使をすることができません。
対象勤務期間	平成21年2月12日～平成23年2月12日
権利行使期間	平成23年2月13日～平成29年12月31日
権利行使価格(円)	158,810
付与日における公正な評価単価(円)	38,240

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

当第1四半期連結累計期間において、医薬事業の事業収益、営業利益の金額は全セグメントの事業収益の合計額、営業利益の合計額の90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
事業収益及び営業損益						
(1) 外部顧客に 対する事業収益	178,368	—	—	178,368	—	178,368
(2) セグメント間の内部 事業収益又は振替高	—	63,189	1,592	64,781	(64,781)	—
計	178,368	63,189	1,592	243,150	(64,781)	178,368
営業利益又は営業損失(△)	△778,468	3,009	75	△775,383	(542)	△775,926

(注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米……米国

(2) 欧州……英国

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
71,073円67銭	75,611円82銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	8,441,369	8,963,785
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	72,373	60,418
(うち新株予約権)	(72,373)	(60,418)
普通株式にかかる期末の純資産額 (千円)	8,368,996	8,903,367
期末の普通株式の数(株)	117,751	117,751

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり四半期純損失	5,433円22銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
四半期純損失(千円)	639,767
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	639,767
普通株式の期中平均株式数(株)	117,751
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数3,767株)及び新株予約権(新株予約権の数4,110個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月8日

アンジェスMG株式会社  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 片岡 久依 (印)

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 勢志 元 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアンジェスMG株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アンジェスMG株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。